

陳情第 2 号

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」における精神保健福祉相談の充実強化を求める陳情書

平成23年、「精神疾患」は糖尿病を抜き、国の「5大疾患」に認定されました。そしてその後も増加が続いています。

国は平成16年に、「精神保健福祉施策の改革ビジョン」を制定し、さらに平成26年には地域生活への移行促進のため「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部を改正、平成30年には第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築～各自治体における精神障害に係る障害福祉計画の実現のための具体的な取組～」が出されました。

天理市においては、平成30年度に「天理市障害者まほろば計画（天理市第3次障害者福祉基本計画）」を作成し、その中で、障害者への＜相談支援体制の整備・相談窓口機能の強化・相談支援事業の推進＞、また、＜精神障害のある人及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります＞と銘記されました。

私たち家族は、当事者の発症当時、どこにも相談に行けず長い期間不安にさいなまれ、ようやくたどり着いたのが保健所の精神保健福祉相談の窓口でした。

私たちは、今回の「まほろば計画」の推進に当たり、前述の「地域包括ケアシステム」に示された『医療機関、地域援助事業所、市町村などとの重層的な連携による支援体制』によって、精神障害をもつ者とその家族がこの天理市で生き生きと生活していくことができることを願って、以下のことを陳情いたします。

- 1、保健センター（健康推進課）に精神保健福祉士を複数配置し、

精神保健福祉相談支援の窓口を市民に明確に示すとともに、個別の相談に応じて、医療・看護・日常生活・就労・住居などの支援対応ができる体制を確保してください。

2、天理市に現在1か所ある精神障がい者委託相談事業所に早急に予算措置を講じていただき、相談員の増員を図ってください。行政と民間の専門職とが協力して支援が行えるよう、実効性のある地域包括ケアシステムのために相談支援体制の拡充と支援連携の仕組みづくりを求めます。

令和元年7月25日受付

天理市議会議長 大橋 基之 様

精神障がい者家族会「天理こころの会」

会長 藤善 瑞子